

静岡労働局発表  
令和6年8月29日

【担当】静岡労働局 労働基準部 健康安全課  
課長 皆野川順夫  
課長補佐 石井耕造  
○衛生専門官 鈴木祐介  
(電話) 054-254-6314

## 令和6年度（第75回）全国労働衛生週間の実施について 「お推してえがます みんな笑顔の けんこう健康職場」をスローガンに 10月1日から7日まで実施します

厚生労働省は、10月1日（火）から7日（月）まで、令和6年度「全国労働衛生週間」を実施します。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で75回目になります。

高年齢労働者をはじめとした労働者の健康管理、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポートする仕組みの整備の推進、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則などの関係法令に基づく化学物質による労働災害防止の取組の徹底と各事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施の推進、その他労働衛生に関する事項の取組の推進について9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

静岡労働局（局長 ささ まさみつ 笹正光）は、全国労働衛生週間及びその準備期間中において「令和6年度全国労働衛生週間実施要綱」に基づき県下各事業場の実情に即した効果的な運動が展開されるように広く呼びかけます。

### 1. 全国労働衛生週間について

準備期間：9月1日～9月30日

全国労働衛生週間：10月1日～7日

スローガン：「お推してえがます みんな笑顔の けんこう健康職場」

（詳細は資料番号1「令和6年度全国労働衛生週間実施要綱」、資料番号2「令和6年度全国労働衛生週間リーフレット」を参照ください）

### 2. 静岡労働局における取組について

（1）労働衛生の取組の推進について県内事業場に広く呼びかけます

県下の労働基準監督署においては、各地区の労働基準協会と連携して全国労働衛生週間の本週間中及び準備期間中に事業場における実施事項について説明、周知を行います。

(県内各労働基準監督署の管轄地区における全国労働衛生週間説明会の日程等の詳細は、資料番号3のとおりです。)

(2) <sup>セーフ</sup>SAFE協議会を開催します

局内の小売業、介護施設の事業者を構成員とし、事業者の衛生意識の啓発と自主的な安全衛生活動の定着を目的に活動を行っている<sup>セーフ</sup>SAFE協議会において、全国労働衛生週間実施要綱に基づき、女性の健康課題の理解促進のため、労働局と健康増進に関する包括連携協定を締結している大塚製薬株式会社の講師による講演を実施します。

日時：①9月11日(水)

開始：午前10時00分 終了予定：午前12時

②9月12日(木)

開始：午前10時00分 終了予定：午前12時

※①小売業SAFE協議会 ②介護施設SAFE協議会

開催場所：静岡地方合同庁舎4階会議室(静岡市葵区追手町9-50)

講演テーマ：『働く女性の健康維持増進の取組について』

講師：大塚製薬株式会社東海支店名古屋営業所

ニュートラシューティカルズ事業部 金井一記氏

◎SAFE(Safer Action For Employees)協議会について

県下の小売業、介護施設において積極的に労働災害防止対策に取り組んでいるリーディングカンパニー、地方公共団体等を構成員として、行動災害の予防に係る啓発資料の作成、構成員の安全管理の好事例を県下事業場へ水平展開を行うこと等により、県下事業場への安全衛生に対する機運醸成を図るため令和4年より設置し、活動している協議会です。

県下の労働基準監督署の管轄地区で開催される全国労働衛生週間説明会については、事前の取材申し込みは不要ですが、SAFE協議会の取材を希望される報道関係者の方は、資料番号5「取材申込書」にて9月6日(金)17:00までに下記メールアドレス宛お申し込み願います。

期日までにお申し込みいただいていない場合は、入場をお断りする場合があります。

申込先メールアドレス [kenkouanzenka-shizuokakyoku@mhlw.go.jp](mailto:kenkouanzenka-shizuokakyoku@mhlw.go.jp)

お申込みいただいた方は、SAFE協議会の開催当日9時50分までに会場である静岡地方合同庁舎4階会議室にお越しください。

## 資料

- 1 令和6年度全国労働衛生週間実施要綱
- 2 令和6年度全国労働衛生週間リーフレット
- 3 令和6年度全国労働衛生週間説明会開催日程
- 4 SAFE協議会(小売業・介護施設)設置要綱
- 5 取材申込書

## 令和6年度全国労働衛生週間実施要綱

## 1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第75回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にある。こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要である。

また、過労死等事案の労災認定件数は、令和5年度には1,099件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。このうち、特に精神障害による労災認定件数は令和5年度には883件と過去最多となっており、メンタルヘルス対策をさらに強化していく必要がある。

さらに、労働者の健康確保において、産業医の選任義務のない小規模事業場における体制確保や取組の推進が大きな課題となっている。これらの事業場は全体の96%を占めており、小規模事業場における健康確保対策の推進が重要である。

化学物質による休業4日以上労働災害は、450件程度で推移し、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の8割を占めている。また、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾病も後を絶たない。このため、厚生労働省では、従来、特別規則の対象となっていない化学物質への対策を強化するため、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS分類）で危険性・有害性が区分されている物質全てについて、事業者が自ら行ったリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入した。この仕組みを実効あるものとするため、ばく露の上限となる濃度基準値の設定、危険性・有害性に関する情報伝達の仕組みの整備・拡充を行うための所要の法令改正等を順次、行っているところである。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調

査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような状況を踏まえ、第14次労働災害防止計画（以下、「14次防」という。）において、令和5年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めている。

加えて、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」報告書で提言された個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス、健康確保等の対策をもとに、労働政策審議会安全衛生分科会での議論を経て、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、個人事業者等に仕事を注文する注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促す目的で、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定し、取組を進めている。

こうした背景を踏まえ、今年度は、「推してます みんな笑顔の 健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

## 2 スローガン

推してます みんな笑顔の 健康職場

## 3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

## 4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

## 7 実施者

各事業場

## 8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

## 9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項
  - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
  - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
  - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
  - エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
  - オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

  - ア 重点事項
    - (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
      - a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライ

フ・バランス)の推進

- b 事業者による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(イ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

- a 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c 4つのメンタルヘルスカ(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア)の推進に関する教育研修・情報提供
- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 「自殺予防週間」(9月10日~9月16日)等をとらえた職場におけるメンタルヘルスカへの積極的な取組の実施
- h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルスカに関する支援の活用

(ウ)転倒・腰痛災害の予防に関する事項

- a 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
- b 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
- c 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
- d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期の健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
- e 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施

- f 小売業及び介護施設の企業等関係者による「協議会」を通じた転倒・腰痛災害等の予防活動の機運の醸成・企業における取組の推進
  - g ストレッチを中心とした転倒・腰痛予防体操（例：いきいき健康体操）の実施
  - h 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進
    - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
    - (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
    - (c) 介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入の促進
    - (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人材への負担の軽減
- (エ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む。）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
  - b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
  - c SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
  - d ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
  - e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
  - f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
  - g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
  - h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- (オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
    - (a) 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
    - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
    - (c) 隔離・湿潤化の徹底

- (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
- (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
- (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
- (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
- b 吹付け石綿等の損傷、劣化等により、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
  - (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
  - (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
  - (c) 建材の損傷、劣化等の状況に関する必要な頻度の点検の実施
  - (d) 建材の損傷、劣化等の状況を踏まえた必要な除去等の実施
  - (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
- c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
  - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
  - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
  - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
  - (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (カ) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
  - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
  - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
  - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (キ) 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と



#### 仕事の両立支援対策の推進に関する事項

- a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- b 研修等による両立支援に関する意識啓発
- c 相談窓口等の明確化
- d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
- e 両立支援コーディネーターの活用
- f 産業保健総合支援センターによる支援の活用

#### (ク)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項

- a 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること
- b 作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと
- c 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうこと
- d 本年夏季に実施した各熱中症予防対策の取組に関する確認

#### (ケ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項

- a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
- b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保

#### (コ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項

- a 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
- b 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底
- c ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進
- d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- e 中小企業における団体経由産業保健活動推進助成金の活用

#### (サ) 女性の健康課題の理解促進に関する事項

- a 女性の健康課題に関する健康教育や相談体制の整備等の取組の実施
- b 産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講
- c 産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用

#### イ 労働衛生 3 管理の推進等

#### (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項

- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
  - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
  - c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
  - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
  - e 現場管理者の職務権限の確立
  - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (イ) 作業環境管理の推進に関する事項
- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
  - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
  - c 事務所や作業場における清潔保持
  - d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- (ウ) 作業管理の推進に関する事項
- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
  - b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
  - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (エ) 「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項
- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
  - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
  - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
  - d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
- (オ) 労働衛生教育の推進に関する事項
- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
  - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ) 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- (ク) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- (ケ) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づく個人事業者等が健康

に就業するための取組の推進に関する事項

- a 健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進
- b 個人事業者等への安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供等注文者等が実施する事項の推進

ウ 作業の特性に応じた事項

(ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項

- a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
  - (a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
  - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
  - (c) じん肺健康診断の着実な実施
  - (d) 離職後の健康管理の推進
  - (e) その他地域の実情に即した事項
- b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

(イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項

(ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項

- a 騒音健康診断の実施
- b 聴覚保護具の使用
- c 騒音障害防止対策の管理者の選任

(エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項

(オ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項

(カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項

- a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
- b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

(キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

(ア) 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項

(イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(平成24年8月10日付け基発0810第1号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- a 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- b その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

# 第75回 全国労働衛生週間

2024（令和6）年10月1日～7日 [準備期間：9月1日～30日]

全国労働衛生週間スローガン

推してます  
みんな笑顔の 健康職場

**誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！**

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

## 準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

## 全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

## 産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

- 産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



- 団体経由産業保健活動推進助成金

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>



## メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

- 働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



## 治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取組事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

- 治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



## 化学物質管理

職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」では、化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

- 職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



## 転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

- 「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



- 腰痛を防ぐ職場の好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001087637.pdf>



## SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

- SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら（サイト内から加盟申請もできます）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



## 高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/newpage\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html)



## 働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

- 働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



- 各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/top>



## 労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

[https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50\\_an-ji.html](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html)



## その他

- 職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



- 職場における受動喫煙防止対策

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html)



- 労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html)



## 令和 6 年度全国労働衛生週間説明会開催日程

1. 浜松労働基準監督署（管轄：浜松市、湖西市）

日時：9月6日（金）開始：午後1時30分 終了予定：午後4時10分  
開催場所：アクトシティ浜松 中ホール（浜松市中央区板屋町111-1）  
特別講演：『実例から見るメンタルヘルス対策～産業医と主治医の立場の違いから～』  
講師：日本医師会認定産業医・労働衛生コンサルタント（保険衛生）  
桶狭間病院 藤田こころケアセンター非常勤医師 平野 貢 氏
2. 静岡労働基準監督署（管轄：静岡市）

日時：①9月5日（木） 開始：午後1時30分 終了予定：午後4時00分  
②9月6日（金） 開始：午後2時00分 終了予定：午後4時30分  
開催場所：①静岡県産業経済会館（静岡市葵区追手町44-1）  
②清水テルサ（静岡市清水区島崎町223）  
特別講演：①『いざという時の119番通報…あなたの会社は大丈夫？』  
講師：静岡市消防局警防部救急課企画係 係長 矢部哲也 氏  
特別講演：②『労働災害防止・疾病予防に向けて企業が出来る事』  
講師：（株）ファミワン カスタマーサクセス アドバイザー 戸塚満久 氏
3. 沼津労働基準監督署（管轄：沼津市、御殿場市、裾野市、駿東郡）

日時：9月5日（木）開始：午後1時30分より 終了予定：午後3時30分  
開催場所：裾野市民文化センター 多目的ホール（裾野市石脇586）  
特別講演：『これからの化学物質管理』  
講師：労働衛生コンサルタント田口労働安全衛生事務所所長 田口幸二 氏  
※事前申し込み制です。（申し込み先：沼津労働基準協会 TEL055-933-4988）
4. 磐田労働基準監督署（管轄：磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、御前崎市、周智郡）

日時：9月6日（金）①開始：午前10時00分 終了予定：午前12時00分  
②開始：午後2時00分 終了予定：午後4時30分  
※午前、午後ともに説明内容、特別講演の内容は同じです。  
開催場所：（一社）磐田労働基準協会 研修室（磐田市見付2970-5）  
特別講演：『心と身体ストレス講座』  
講師：セルフケア（株）代表取締役 谷野恵子 氏  
※午前/午後の2回実施。後日、録画したものを磐田労働基準協会 HP で配信予定。

5. 三島労働基準監督署（管轄：三島市、熱海市、伊豆市、伊豆の国市、  
伊東市、田方郡、下田市、賀茂郡）

日時：①9月3日（火）開始：午後1時30分 終了予定：午後3時35分

②9月4日（水）開始：午後2時00分 終了予定：午後3時40分

③9月5日（木）開始：午後1時30分 終了予定：午後3時35分

④9月6日（金）開始：午後1時30分 終了予定：午後3時35分

開催場所：①伊東商工会議所（伊東市銀座元町6-11）

②下田市民文化会館（下田市四丁目1-2）

③修善寺総合会館（伊豆市修善寺838-1）

④静岡県健康福祉交流プラザ（三島市谷田2276番地）

特別講演：『これからの化学物質管理に向けて』

講師：労働衛生コンサルタント 金指 博 氏

※特別講演は4会場とも同じ演題、講師です。

6. 富士労働基準監督署（管轄：富士市、富士宮市）

日時：9月3日（火）開始：午後1時30分 終了予定：午後4時00分

開催場所：富士市文化センター（ロゼシアター）小ホール

（富士市蓼原町1750番地）

特別講演：『メンタルヘルス対策の変遷～うつ自殺対策から発達特性への  
着目へ～』

講師：地方独立行政法人静岡県立病院機構 本部精神科指導監

松本晃明 氏

7. 島田労働基準監督署（管轄：島田市、藤枝市、牧之原市、焼津市、榛原郡）

日時：①9月3日（火）開始：午後2時00分 終了予定：午後4時00分

②9月4日（水）開始：午後2時00分 終了予定：午後4時00分

開催場所：①焼津市文化会館 会議室（焼津市三ヶ名1550）

②夢づくり会館 学習の部屋（島田市島550-2）

特別講演：『化学物質の自律的な管理における基礎知識  
～効果的に取り組むための3つのポイント～』

講師：静岡県産業保健総合支援センター 産業保健相談員

（一社）静岡県産業環境センター 作業環境課 高橋伸崇 氏

※特別講演は2会場とも同じ演題、講師です。



制定 令和5年2月17日

改定 令和5年6月28日

## 静岡県小売業 SAFE 協議会設置要綱

## 1 設置趣旨・目的

休業4日以上<sup>1</sup>の労働災害による死傷者数は、第三次産業を中心に増加傾向にあり、事故の型別でみると、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による死傷者数が年々増加し、全体の約4割という状況にあるなど、労働者の作業行動に起因する労働災害（以下「行動災害」という。）の増加が課題となっている。

また、転倒災害では約半数が骨折などを伴う休業1か月以上の災害であり、中には後遺症を伴う重篤な災害も発生している。

その影響は企業における経営活動にも多分に影響を及ぼしている可能性があることから、その対策は喫緊の課題であり、必要な対策を講じ、着実に減少傾向に転じさせる必要がある。

死傷者数を減少に転じさせるためには、増加する行動災害の予防を労働分野の問題としてだけでなく、働き手の確保などの企業の経営問題、国民の健康に関わる問題として捉え、関係者が一丸となって対策を講じることが必要である。

本協議会は、委員の労働安全衛生に対する意識啓発と自主的な労働安全衛生活動の定着を図るとともに、委員が管内の労働安全衛生に対する機運を醸成し、従業員の幸せのための安全アクション (Safer Action For Employees) を推進することを目的とする。

## 2 実施事項

- (1) 委員の取組に関する情報交換
- (2) 行動災害防止対策や健康づくりなどの専門家による講演
- (3) 委員の取組目標等の設定
- (4) 委員相互間での現場視察、パトロール等の実施
- (5) 行動災害防止にかかる啓発資料等の作成
- (6) 厚生労働省で実施するコンソーシアムへの参加・アワードへの応募

## 3 委員

別紙のとおり

## 4 開催頻度

半期に1度程度（9月及び2月を目安に開催する）

## 5 その他留意事項

その他協議会の運営に必要な事項は、委員の議論を経て決めることとする。

## 静岡県小売業 SAFE 協議会 委員

組織名（法人は五十音順）
株式会社遠鉄ストア
株式会社静鉄ストア
株式会社田子重
株式会社マキヤ
マックスバリュ東海株式会社
静岡県経済産業部就業支援局労働雇用政策課
静岡県健康福祉部健康局健康増進課
静岡労働局労働基準部健康安全課

制定 令和 4 年 10 月 12 日

改訂 令和 5 年 9 月 6 日

静岡県介護施設 <sup>セーフ</sup> S A F E 協議会設置要綱

## 1 設置趣旨・目的

休業 4 日以上<sup>1</sup>の労働災害による死傷者数は、第三次産業を中心に増加傾向にあり、事故の型別でみると、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による死傷者数が年々増加し、全体の約 4 割という状況にあるなど、労働者の作業行動に起因する労働災害（以下「行動災害」という。）の増加が課題となっている。

また、転倒災害では約半数が骨折などを伴う休業 1 か月以上の災害であり、中には後遺症を伴う重篤な災害も発生している。

その影響は企業における経営活動にも多分に影響を及ぼしている可能性があることから、その対策は喫緊の課題であり、必要な対策を講じ、着実に減少傾向に転じさせる必要がある。

死傷者数を減少に転じさせるためには、増加する行動災害の予防を労働分野の問題としてだけでなく、働き手の確保などの企業の経営問題、国民の健康に関わる問題として捉え、関係者が一丸となって対策を講じることが必要である。

本協議会は、委員の安全衛生に対する意識啓発と自主的な安全衛生活動の定着を図るとともに、委員が管内の安全衛生に対する機運を醸成し、従業員の幸せのための安全アクション (Safer Action For Employees) を推進することを目的とする。

## 2 実施事項

- (1) 委員の取組に関する情報交換
- (2) 行動災害防止対策や健康づくりなどの専門家による講演
- (3) 委員の取組目標等の設定
- (4) 委員相互間での現場視察、パトロール等の実施
- (5) 行動災害防止にかかる啓発資料等の作成
- (6) S A F E コンソーシアムへの参加・アワードへの応募

## 3 委員

別紙のとおり

## 4 開催頻度

半期に 1 度程度（9 月及び 2 月を目安に開催する）

## 5 その他留意事項

その他協議会の運営に必要な事項は、委員の議論を経て決めることとする。

別紙

静岡県介護施設<sup>セーフ</sup>SAFE協議会 委員

組織名	役割
社会福祉法人聖隷福祉事業団	労働災害防止に取り組む当事者である介護施設運営法人で、安全衛生に対する意識啓発及び自主的な安全衛生活動の定着を図り、県内の介護業界における安全衛生に対する機運醸成を推進する。
社会福祉法人天竜厚生会	
社会福祉法人静和会	
社会福祉法人春風会	
静岡県健康福祉部福祉長寿局 介護保険課	介護施設運営法人以外の関係者で、各構成員の取組に対する助言、自身の視点からの情報提供等を行う。
静岡県健康福祉部健康局 健康増進課	
静岡市保健福祉長寿局健康福祉部 介護保険課	
浜松市健康福祉部介護保険課	
静岡労働局職業安定部職業安定課	
静岡労働局労働基準部健康安全課	協議会の開催、運営及び協議会委員の行う活動の支援を行う。(事務局)

取材を希望される報道関係者は、本申込書を9月6日（金）17:00 までに下記メールアドレス宛にお申し込み願います。期日までにお申し込みいただいていない場合は、入場をお断りする場合があります。

お申し込みいただいた方は、取材するSAFE協議会の開催日の9時50分までに会場である静岡地方合同庁舎4階会議室にお越しください。

申込先メールアドレス [kenkouanzenka-shizuokakyoku@mhlw.go.jp](mailto:kenkouanzenka-shizuokakyoku@mhlw.go.jp)

令和6年 月 日

## 「SAFE 協議会」取材申込書

取材希望日（取材を希望する日に○をしてください）

- ①令和6年9月11日（水）開始午前10：00から小売業 SAFE 協議会
- ②令和6年9月12日（木）開始午前10：00から介護施設 SAFE 協議会
- ③ ①②両日

開催場所 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎4階会議室

1 報道機関名	
2 取材担当者氏名	
3 入場希望人数	
4 電話番号	

〈注意事項〉

- ・取材は「働く女性の健康維持増進の取組について」の講演まで可能とします。
- ・労働局職員の指示に従って行動してください。また、労働局職員から許可のない場所は撮影を行わないようお願いします。

〈問合せ先〉

静岡労働局 労働基準部 健康安全課  
電 話 054-254-6314